

令和5年度 第7回江津市農業委員会総会

日時：令和5年9月20日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 非農地証明について

第4 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第5 その他

○出席農業委員（10名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳

5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子

10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（9名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、

野田英夫、湯浅憲昭、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和5年度、第7回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。まだ暑い日が続いておりますけれども、農地利用状況調査等を今月末を目途にお願いしている所でございます。とはいえ私もまだ終わってはいないのですが、何人か既に提出いただいているようです。暑さに気を付けながらご協力の程よろしくお願いいたします。また、今日皆さんに配布

しておりますが、10月16日にくにびきメッセで地域計画に係る研修、加えて11月15日に益田地区の農業委員会が本市へ視察研修に来られるという案内がございます。また、先月23日には高知県黒潮町から農業委員会の方が11名お見えになって、私どもが進めている地域計画について、視察研修と意見交換をさせていただいた所です。その時には、農林水産課、委員会事務局、女性委員もご参加いただき、意見交換をいたしました。このような状況の中、来月の20日には東京で全国研究会が開催されます。全国から3件の事例報告があるようでして、その内、江津市から農林水産課の山本課長補佐が地域計画策定の取り組みについて発表をすることになっています。江津市においては、全国的にも、人・農地プランから現在の地域計画について取り組みが進んでいると報道がされております。私たち農業委員も、今まで以上に関係機関と一体となって、取り組みをしていきたいと思っております。更に来月からはエリア別の農地ビジョン会議が開催される予定となっております。この会議については、農業委員の方はもとより、あらゆる農業生産者、農業に関わる機関、地域コミュニティ等さまざまな方にご参集いただいて、会議を進めながら目標地図の作成、地域計画の作成を推進するという運びになっています。皆さんには一層のご協力を頂きたいと思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。それでは、ただ今から、令和5年度、第7回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、深野委員、井上推進委員、崎谷推進委員から欠席の報告がありました。出席委員につきましては過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、6番 田中委員、7番 大村委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第5条

《 和木町 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員より

●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●番●●号です。もう一筆ありまして、二宮町神主●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。譲受人は●●●●●●●●、●●●●、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。転用目的は宅地造成でございます。対価は10aあたり●●●●千円です。工期は許可の日から令和6年3月31日となっております。場所ですが、位置図2ページをご覧ください。右上の方から左下の方に斜めに9号線が通っています。付近に●●●●●●●●という会社があるのですが、その交差点を市道側へ●●して●●●m程進みますと三差路があるのですが、現在は、そこを道路も含めて造成している所です。そこを●●して●●●m程進んだ●●に申請地がございます。この周辺は、昨年度の6月に同じ●●●●●●から宅地造成の申請が出ていまして、7月に県の承認を受けて転用許可を出しています。それから宅地造成に入った訳ですけれども、今回の申請地の隣接する細長い土地がありまして、共有スペースとして使うということでしたが、今回の申請地を細い土地を一体的に造成し、宅地の区画割をして活用するということでの申請でございます。農地として活用することは難しいと思いますので、宅地造成をして問題は無いかと思えます。以上です。

会 長 　ただ今、事務局から説明と調査結果の報告をいただきました。この件について、何かご質問等はありませんか。

湯浅推進委員　よろしいでしょうか。

会 長 　はい、どうぞ。

湯浅推進委員　位置図を見ると、進入路が無いように見えますが。

事務局　これは造成前の地図でして、去年から今年の住宅地図でも道路はまだ載っていません。実際には、●●に●●●●●●という建物がありますが、そこから反対の三差路に向けて道路が付いています。ですので、道路沿いになるということでございます。

会 長 　よろしいでしょうか。

湯浅推進委員　昔の地図と言われたら仕方ない。

会 長 　道路が付けば住宅建築は可能になると思われるので。

事務局　申し訳ありません。これは住宅地図を基準にしていまして、住宅地図もまだ直っていない状態なので。

会 長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3番です。農地の所在は渡津町●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市●●丁目●●●番地の●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。転用目的は、倉庫、駐車場、庭として利用したいということです。対価は10aあたり●●●千円で、工期は昭和48年年月日不詳となっておりますが、既に倉庫等が建っておりまして顛末書が付されております。状況としましては、昭和47年の水害で被災し、緊急避難的に被災した家の建て替えということでの昭和48年に家を建てたようです。その後、相続も二代に亘っての相続だったようですが、平成28年には隣接の住居敷地は転用許可を受けております。このたび、農地を含めての売買の話が出た時に、現在、倉庫が建っている場所も農地であったということで、改めて転用許可を受けて売買に移りたいということです。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は3ページを横にしてご覧ください。先日、申請地を確認しました。ご覧のようにこの場所は、国道9号線●●●●交差点から国道261号線を●●●●mくらい、松川方面に進みまして、途中三差路から●●●●に当たって、そこから面した場所を少し下った所にあります。この申請地の周辺は、位置図でもご覧のように結構、住宅が立ち並んでいる所ですが、空き家が目立っているように思いました。申請地は、資料にあるように倉庫、駐車場、庭ということになっています。今、事務局の方から詳しくご説明いただいたのですが、私も●●●●に確認をさせていただきまして、詳しく説明を受けた所です。内容としましては、昭和47年

の災害で急遽翌年に家を建てられたということで、住まわれていた所は江の川の堤防用地になったということです。こういう物件について、江津市内では江川沿線の桜江町あるいは松川地域において、治水事業を進めている訳ですけれども、移転や造成等については5条等の農地転用の案件が、今後も起こり得ると思います。関係機関としっかり協力をして、事業を進めていきたいと思っています。以上、ご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようです。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

非農地証明

《 跡市町 》

会 長 　次に日程第3、議案第2号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員並びに野田推進委員より調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第2号、非農地証明交付申請でございます。1番と2番が同じ所有者の非農地証明ですので、1番と2番を併せて提起させていただきます。それでは1番、農地の所在は跡市町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が山林、面積が●●●㎡、跡市町●●●番●、登記簿が畑で現況が山林、面積が●●㎡、跡市町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が山林、面積が●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●県●●市●●町●●●番地●●●●号です。申請事由としましては、昭和47年月日不詳より耕作しておらず山林となっているということです。次に2番です。農地の所在は千田町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、千田町●●●番、登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、千田町●●●番、登記簿が田で現況が原野、面積が●●●㎡、千田町●●●番5、登記簿が田で現況が原野、面積が●●●㎡、千田町●●●番、登記簿が田

で現況が原野、面積が●●●㎡、千田町●●●番、登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡。次のページになりますが、千田町●●●番●、登記簿が畑で現況が原野、面積が●●㎡、千田町●●●番、登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡です。所有者は先ほどと同じ●●●●さん、●●県●●市●●町●●●番地の●●●●号です。申請事由としましては、昭和 62 年月日不詳より耕作しておらず原野になっているということです。1 番 2 番とも現況に合わせて、登記の地目変更を行いたいということでの、非農地証明の申請でございます。以上です。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番委員 今回、永井チカ子さんから 12 筆の非農地証明の申請が出されております。まず位置図は 4 ページ、横にしてご覧ください。左側に県道皆井田江津線が通っていて、上の方は都野津方面で下の方は跡市になります。●●さんというお宅がありますが、そこから進入路があるのですが、草木が繁茂して入れない状態で、その上、災害もあったために管理できないようです。非農地証明①の写真があるのですが、イロハ点の 3 か所から撮ってありまして、皆井田江津線からおよそ●●●m 辺りの場所に、●●●●番●と●●●●番●と●●●番があります。もう 50 年くらい管理がされていなくて、写真で見ていただくと分かるように、すでに山林化しております。航空写真でも確認してみたのですが、山の中という感じでした。次に位置図の 5 ページをご覧ください。写真は非農地証明②の 2 ページから 6 ページになります。皆井田江津線の西側で旧道沿いの●●●●の中心部辺りです。●●●●さんのお宅の横から 2 筆と、●●●へ向かう道に接している 6 筆となります。ここも 30 年くらい耕作されていなくて原野化しておりました。あともう一ヶ所ですが、位置図は 6 ページになります。県道から●●●●に入りまして、●●●m くらい進んで●●し市道を●●●m 程進むと、●●の約●●●m 奥に申請地があり、ほぼ山林化して入って行くことが出来ない状態でした。ここも航空写真で確認してみましたが、草木ばかりで道も確認出来ませんでした。そのような状態ですので、復旧することは困難であると野田推進委員さんと確認をいたしました。申請人の代表の●●●●さんも 70 歳を超えておられて、耕作意欲も無くて申請されたものと思われるので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 続いて、野田推進委員からお願いいたします。

野田推進委員 今、和田委員から説明がありました通りですが、現在は現地に辿り着くのが困難で60年以上や30年以上、耕作されておらず山林化している状態で、現地確認が出来なかった場所がございます。現地確認出来なかった所は、跡市町の3筆と千田町の●●●番が山林化した状態の所で、遠くから目視をさせていただきました。その他の場所については、現地まで行きまして確認をいたしましたけれども、写真の通りでとても農地としての復旧は困難な状況でした。多少広い田がたくさんありますけれど湿原のようでして、耕作されていた時は田植えも機械が入らず、手植えで耕作されていたような農地であったということを知っています。また、跡市町の申請地も目視で確認をいたしました。小倉さんというお宅がありますが、この方が平成25年災害の時に裏山が崩れて、自宅が崩壊したということで、残った部分を倉庫として残しておられるそうです。申請者に聞きまして、ご自身が学生時代から山中で耕作したことは無いということです。申請内容については間違い無いという風に判断させていただきました。以上です。

会 長 ただ今、非農地証明の1と2を合わせて、説明および調査結果の報告をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1と2については、証明することに決しました。

《 江津町 》

会 長 次に、議案第2号「非農地証明の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員並びに野村推進委員より調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3番です。農地の所在は江津町●●番●、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、江津町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●㎡、江津町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●区●丁目●番●号です。申請事由としましては、平成5年月日不詳より耕作しておらず原野となっているというこ

とです。詳細につきましては、付近に土砂流出防備の施設がございます。その山側ということです。以前は耕作をしていたようですけれども、機械が通る耕作道が無いということで、平成5年から耕作していないようであり、現況に合わせて地目変更ということでの申請でございます。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 位置図の7ページをご覧ください。9月15日の金曜日に午前9時から、野村推進委員と一緒に確認をいたしました。場所は位置図を見ていただきますと、江川沿線に市道がありまして、この道路沿いに廃線となったJR三江線が通っています。場所は本町になりまして、申請地までは江川沿いから本町の方に入りまして、●●●という●●●がありますが、ここを目安に奥の方に位置します。反対方向から向かいますと、左下の方に●●●と●●●があります。そこから約●●●m弱、●●●方面に進み、●●さんと●●さんの家の間の道を入りまして、つきあたって●●さんの家の横から奥に進むと山側に申請地があります。先ほど事務局から説明がありましたが、高さが●●m位の擁壁がありまして、階段状のものが取り付けてありますが、段がもう土で埋まって草が生えており、足が滑って上まで上がれなかった状態でした。併せて●●●の市道に高い所がありまして、そこからも現地を確認したという状況です。直接確認出来たのが、番地で言いますと●●番●ですね。写真が非農地証明③と書いてある写真です。そその続きで●●●番●、210㎡になるのですが、ここが一続きになっています。●●●番●の写真を見てもらうと、擁壁の裏にコンポスト等が転がっている状況を見れば、以前は耕作をしていたのだらうと思われれます。現在は雑木で覆われて、耕作が出来る状態では無いと思います。上り下りが出来ないような状態になっていますので、復旧することは難しいと思います。次に●●●番●ですが、写真で言うと7ページの下の写真です。ここは目視で確認した申請地よりも山側になりますので、これは山の中にあると思われれますが、進入路も確認出来ませんでしたので、遠目で目視確認をさせていただきました。ほとんど山林になっていました。そのような状態で、復旧は難しいかと思えます。以上です。

会 長 続いて、野村推進委員からお願いいたします。

野村推進委員 15日に原田委員と同行いたしまして、現地に参りました。この地域は、急傾斜崩落危険区域という看板が掲げてありまして、崩落防止の為に写真に写

っていますように、コンクリートやフェンスが付けられております。急傾斜の階段がありますが、今は行き来が出来ない状況でした。所有者の●●さんという方は、大阪の堺市にお住まいで、申請地の付近に●●●●さんの家がありますが、その息子さんということでありました。地図にあった●●●●さんはもうお亡くなりになりまして、今は他の方表札がかかっておりました。近所の方に話をお伺いしましたら、所有者の●●さん先々代が果樹を耕作していたということですが、30年以上前の話になるかと思えます。所有者の●●さんも、江津へ帰るといふ予定も無いということ、このまま農地としておいても耕作は困難だと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、事務局からの説明とお二人からの調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 　本件については特に問題はありますが、疑問に思う事がありまして、この地番、住所通りですか。●●番●が●●●㎡で、離れている場所が●●●番●の●●㎡で●●●番●が●●●㎡が一番大きいですが、これは確認されて記載したということによろしいですか。

事務局 　公図等で確認をされた位置図になっているということで示しております。

階本推進委員 　登記簿謄本を確認されて、場所も確認された時にここが●●番●とかは確認されたものなのですね。別に本件がどうということでは無いのですが、この場所で本当に合っているのかなと。

事務局 　公図を見て、その配置で概ね間違いないだろうということで、示してはいるのですが、枝番が続き番なのに隣接では無いということ考慮しているならば、公図的には隣接では無かったという事を確認しています。

階本推進委員 　それはそれで良いけれども、●●●番が隣同士で●●番●が離れた場所ではないのかなと。あくまでも、この場所が正しいと。

事務局 　公図的にはそうですね。

階本推進委員 　はい、わかりました。

会 長 　他にございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 拳手全員と認めます。よって、非農地証明の3については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第4、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。1枚めくっていただくと集計表がございます。2ページ目からご覧下さい。番号は1番。農地の所在は都治町●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、都治町●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●番地です。利用権設定を受ける者が農事組合法人●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。中間管理事業で使用貸借です。期間は令和5年10月1日から令和13年12月31日、8年3ヶ月です。次に2番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。中間管理事業で賃貸借です。賃貸料は10a当り●●●千円です。期間は令和5年10月1日から令和15年12月31日、10年3ヶ月です。次に3番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●都●●●区●●●一●●一●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。中間管理事業で賃貸借です。賃貸料は10a当り●●●円です。期間は令和5年10月1日から令和15年12月31日、10年3ヶ月です。次のページから位置図が付いておりますので、ご確認ください。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の拳手

をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 5、その他についてですが、その前に田代委員から前回報告の中の、現状状況の写真について、写真を撮ってきていただいたので、ご説明をいただきます。

2 番委員 先月の農業委員会でありました、非農地証明の件ですけれども、会長の方から現状を確認したいということで、撮影してきました。上の写真ですが、手前がほぼコンクリで出来ています。これは上流側の治山堰堤となっておりますが、実質は砂防堰堤で、この写真では分かりにくいですが、上の方が下流で現在、骨組みを作っています。これが下流側の砂防堰堤です。上流側の堰堤と下流側の堰堤の間に挟まれた所が前回申請地の●●●番です。この写真では見づらいですが、左側に登り口が少し見えるのですが、管理道路になっています。この登りの付近からコンクリートで作ってある砂防堰堤にかけてが●●●番です。管理道路ですが、砂防堰堤に、砂がいっぱい溜まると、砂を撤去されるそうです。そのために、この管理道路は残すという話でした。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、その他について事務局から、総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からはありません。

会 長 その他について、皆さんから何かございますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、その他、事務連絡等については総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 5 年度、第 7 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は 10 月 23 日の月曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。よろしくをお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員